平成15年厚岸町議会第4回定例会会議録									
招集	期	日	平成15年12月15日						
招集	場	所	厚岸町議場						
明明口吐	開	会	平成15年12月17日 午前10時00分						
開閉日時	閉	会	平成15年12月17日 午後 7時20分						

## 1. 出席議員並びに欠席議員

議席	rr.		名		出席〇	議席	IT.			Ħ	出席〇
番 号	氏				欠席×	番号	氏		名		欠席×
1	室	﨑	正	之	0	10	池	田		實	0
2	安	達	由	圃	0	11	岩	谷	仁也	总郎	0
3	南	谷		健	0	12	谷	П		弘	0
4	小	澤		準	0	13	菊	池		賛	0
5	中	Ш	孝	之	0	14	田	宮	勤	司	0
6	佐	藤	淳	_	0	15	佐	齌	周	<u> </u>	0
7	中	屋		敦	0	16	竹	田	敏	夫	0
8	音喜	喜多	政	東	0	17	鹿	野		昇	0
9	松	岡	安	次	0	18	稲	井	正	義	0
以.	以上の結果				員 18名	, I	欠席諱	. 員	0名		

# 1. 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
小	倉	利	_	髙	橋	政	_	

## 1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	E	氏 名		職	職名		;	名		
町長	: 若	狹		靖	水道	課 長	Щ	﨑	国	雄
助	大	沼		隆	病院马	事務長	古	Ш	福	_
収 入 谷	黒	田	庄	司	特別養	護老人	盐	ш		1A
総務課長	: 田	辺	正	保	ホーム	施設長	藤	田		稔
行財政課長	: 斉	藤	健	_	デイサ	ービス		ш	叱	土
まちづくり	45	ш	* 1	# +	センター	一施設長	玉	田	勝	幸
推進課長	福:	田	夫巾	尌夫	監査	委員	今	村		實
税務課長	: 大	野	榮	司	監査事	務局長	冏	野	幸	男
町民課長	: 久	保	_	將	教	育 長	富	澤		泰
保健福祉課長	: 大	平	裕	_	教委管	理課長	柿	崎	修	_
環境政策課長	: 松	澤	武	夫	教委	生 涯	+/\	油	⁴	<b>-</b>
農政課長	: 西	野		清	学習	課 長	松	浦	正	之
水産課長	: 大	崎	広	也	教委	体 育	+	田文	<b>年</b> 女	ᄪ
商工観光課長	高	根	行	晴	振 興	課 長	大	野	繁	嗣
建設課長	: 北	村		誠	農委事	務局長	藤	田		稔

## 1. 会議録署名議員

9 番	松	岡	安	次	
10 番	池	田		實	

#### 1. 会 期

## 12月15日から12月17日までの3日間(休会なし)

- 1. 議事日程及び付議事件 別紙のとおり
- 1. 議事の顛末 別紙のとおり

議 長 ただいまより平成15年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

開会時刻10時00分

議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 118条の規定により、9番松岡議員、10番 池田議員を指名いたします。

ここで、議会運営委員会を再開しますので、休憩をいたします。

休憩時刻10時00分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻10時37分

議 長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9番、松岡委員長。

9 番 昨日昼休みに第16回議会運営委員会を開会いたしまして、新たに提出されました 追加議案、財産の取得1件と、それから意見書案第10号 季節労働者対策に関する 要望意見書、これを本会議で審議することを決定いたしました。

> ただいま議会運営委員会は休憩中でございます。まだ閉会しておりません。まだ 審議、協議しなければならないことがありますので、休み中にでもまたしたいと思 いますので、それが終わりましたら、再度ご報告申し上げます。

以上です。

議 長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第 118号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

環境政策 ただいま上程いただきました議案第 118号 財産の取得について、その提案理由 課 長 と内容について説明申し上げます。

現在使用している不燃物運搬車は、平成2年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得し、他の車両3台とともに町内の不燃物収集運搬業務に当たっておりますが、この不燃物運搬車は重たいものよりもかさばるものを積載するのが主であることから、通常のあおりより高くしまして、さらには作業の効率化のために、後方は、不燃物をおろす際にあおりにひっかからないように観音開きに改造した車両になっております。

使用している車両は、取得後、約13年を経過し、走行距離も約10万キロとなり、 車体外部や車内にもさびが目立ってきており、足回りなど、車両全体にも老朽化が 進んできていることから、本年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により更 新をし、不燃物収集運搬業務を安全に効率的に行おうとするもので、議会の議決に 付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議 決を求めるものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。

1として、財産の種類は、物品です。

2として、名称及び数量は、不燃物運搬車1台です。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第 167条による4社による指名競争 入札です。

4として、取得価格ですが、金 999万 6,000円であります。

5として、契約の相手方は、札幌市白石区中央二条1丁目1番93号、北海道三菱 ふそう自動車販売株式会社です。

次頁をお開き願います。

参考としまして、不燃物運搬車の型式等でございますけれども、型式はKK-F L 63 H H です。エンジンはディーゼルエンジン、乗車定員は 2 名、総排気量は 8, 201 cc、馬力は 210 馬力、総重量は 7, 990 キログラム、最大積載量は 2, 990 キログラム、全長は 7, 485 ミリメートル、全幅は 2, 200 ミリメートル、全高は 2, 570 ミリメートルです。

2として、納入期日ですが、平成16年3月25日です。

また、取得する不燃物運搬車の概要図につきましては、3ページをご参照いただ きたいと存じます。 以上、大変簡単な説明ですが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますようよろし くお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長

日程第4、議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算から議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政課 長

ただいま上程いただきました議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予 第 (10回目) の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,176万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,469万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正であります。ごらんのとおり、歳入では12款20項、歳出では12款28項にわたって、それぞれ1億1,076万円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

9ページ、お開き願います。

歳入であります。

8 款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金6万5,000円の減、地方特例交付金の確定によるものでございます。

9 款地方交付税、1項1目地方交付税 736万 1,000円の増、普通交付税の計上で ございまして、今補正予算で、この収支の均衡を図るために当科目を増額するもの でございます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金1万3,000円の減、説明 欄記載のとおりでございます。

3 目農林水産業費負担金 750万円の減、道営担い手育成草地整備改良事業負担金 でございまして、事業調整による事業確定による減額でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料15万円の増、墓園永代使用料2区画の増によるものでございます。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料 795万 3,000円の増、夏季、放牧で 271万円、冬季舎飼いで 524万 3,000円の増によるものでございます。 3 節水産業使用料 1 万 2,000円の増。

5目商工使用料9万9,000円の減。

2項手数料、1目総務手数料8万3,000円の増、3目衛生手数料4,000円の増、 4目農林水産業手数料8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3項証紙収入、1目証紙収入 205万 8,000円の減、下水道普及によりますし尿く み取り料の減によるものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金 434万 8,000円の増、主に保険基盤安定負担金、国保税軽減者の増による 447万 3,000 円の増であります。次に、2節児童福祉費負担金59万 1,000円の増、児童手当支給区分による増減のものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 147万 9,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、3節水産業費補助金 3,759万円の増、高度衛生管理水産物供給推進事業補助金でございまして、漁業共同組合が事業主体で行う海水 ろ過紫外線殺菌装置、冷却装置、貯水槽の整備に伴うものでございます。

4項防衛施設周辺整備事業補助金、6目土木費補助金、2節河川費補助金 350万

円の減、6節防衛施設周辺整備事業補助金 459万 8,000円の減、それぞれ事業費確定に伴う説明欄記載のとおりの減額でございます。

次のページをお開き下さい。

- 8目教育費国庫補助金62万 3,000円の減、それぞれ事務事業確定に伴う増減額で ございます。
- 9 目産炭地振興事業国庫補助金 2,032万 8,000円の増、平成14年度公住下水道補助金のかさ上げによる繰り越し分の交付でございます。
- 3項委託金、4目土木費委託金2億2,448万8,000円の減、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金、フッポーシ川砂防ダム本体及び西フッポーシ川砂防ダム 実施設計とりやめによる減額でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金 238万 6,000円の増、それぞれ国庫負担金と同様の補正予算計上内容でございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金 272万 3,000円の増、 主に共同作業所整備事業補助金 123万 4,000円の増、福祉の店設置事業補助金 112 万 5,000円の増でございまして、北海道の50%の補助金を受けまして障害者施設整 備を支援するものであります。さらに、介護保険利用者負担軽減措置補助金 234万 9,000 円の増でございまして、訪問・通所介護、ショートステイ、特老施設の低所 得者利用者の増によるものでございます。2節児童福祉費補助金34万 4,000円の減。

3目衛生費道補助金56万5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金 556万 4,000円の減、主に食料・環境基盤緊急確立対策事業補助金 503万円の減でございまして、厚岸東部地区畜産基盤再建総合整備事業費の減額によるものでございます。2節農業費交付金54万円の増、3節林業費補助金10万 9,000円の増、5節水産業費補助金4万円の減、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

- 3項委託金、1目総務費委託金 176万 2,000円の減。
- 4 目農林水産業費委託金、1 節農業費委託金24万円の減、3 節水産業費委託金12 万 8,000円の減、それぞれ事務事業確定によるものでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入 5,000円の増、2目利子及

び配当金3万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 625万 9,000円の増、これにつきましては、住の江町3番26、土地建物つきの売り払いでございまして、163.63平方メートル、梅香町1丁目48番地、土地といたしまして391.82平方メートルほかの売り払いによるものでございます。

2目生産物売払収入 631万円の増、主にカキ種苗売り払い代27万 3,000個の増で ございまして51万 6,000円の増、cm料藻類売り払い代 190箱の増でございまして 598 万 5,000円の増でございます。

4 目農業施設売払収入 293万 6,000円の減でございまして、国の予算での事業調整による、たい肥舎尿だめ整備の減によるものでございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、一般寄附金として、栃木県石橋町、 宗石亨氏から 100万円、商工会青年部から8万円の、計 108万円。次に、3目民生 費寄附金、老人福祉寄附金としてらくだ会から4,000円、さらに、6目商工費寄附 金、観光振興寄附金としてJR北海道厚岸駅から3万円、9目教育費寄附金、社会 教育費寄附金として町民ゴルフ大会実行委員会から5万2,000円でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金 160万円の増でございまして、リバーカヌーイン厚岸の事業精算に伴う50万円の減額と、新たに国際交流人材育成事業実施団体アイリスに 210万円を、この基金繰入から繰り入れをするものでございます。

18款繰越金、1項1目繰越金 4,515万 5,000円の増でございまして、前年度繰越金の全額を予算計上するものでございます。

19款諸収入、4項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入 1,684万 1,000 円の減、農業施設売払収入と同様の理由による草地造成、草地整備の減によるもの でございます。

6 項雑入、3 目雑入 822万 6,000円の増でありますが、主に過年度児童福祉措置等負担金、保育所運営の国・道の精算分 143万 6,000円の増、広域入所委託金、尾幌・宮園保育所 3 名分の57万 1,000円の増、障害児デイサービス事業助成金、利用者 5 名増によります54万 2,000円の増。16ページをお開き願いたいと思いますけれども、住の江町通り改良舗装事業移転補償費、職員住宅 4 棟の解体費として 515万 4,000 円の増、新厚岸町史資料編売り払い代 102冊分、77万 8,000円の増でござい

ます。

20款町債、1項町債、1目総務債、2節減税補填債20万円の減、4目農林水産業債、1節農業債 570万円の減、それぞれ事業費確定によるものでございます。2節林業債2億5,660万円の増は、公有林施業転換資金でありまして、従来、町有林として整備をしてきた昭和49年度から平成9年度までの森林を環境保全の森林として町有林を長伐期及び複層林施業林に位置づけ、施業転換を行うことによりまして、35年間の年限で低利に起債の借りかえを行うものでございます。3節水産業債290万円の減、主に地域水産物供給基盤整備事業、床潭漁港でございまして200万円の減でございます。工事箇所の変更による町負担事業債の全額の減額でございます。

6目土木債 740万円の減、7目消防債 440万円の減、8目教育債60万円の減、9 目災害対策債30万円の減、それぞれ事業費確定に伴う起債の減額でございます。起 債の区分につきましては説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款議会費、1項1目議会費55万 9,000円の減、主に議会運営65万 3,000円の減 でございまして、委員会道外視察を初めとする費用弁償の減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費74万3,000円の増。

20ページをお開き願いたいと思いますけれども、文書校正、通信運搬費、郵便料49万5,000円の増と、庁舎町民広場、庁舎電波障害対策として電柱の建て直しほか修繕委託料等の28万6,000円の増が主なものでございます。

3目職員厚生費2万3,000円の減。

次のページ、6目行政管理費2万円の減、7目文書広報費6万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

8目財政管理費 1 億 2,000万円の増でございますけれども、財政調整基金 1 億 2,000 万円の積み戻しを行い、基金残高を 2 億 5,665万 4,000円とするものでございます。

なお、人事院勧告人件費減額全会計相当分及び前年度繰越金など、財源を今後の 財政調整資金として積み立てるものでございます。

10目企画費14万 3,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

11目財産管理費 519万円の増、主に職員住宅解体事業 515万 4,000円の増でございまして、住の江町通り改良舗装事業に伴う4棟の解体撤去工事費であります。

2項徴税費、1目賦課徴税費5万円の増、説明欄記載のとおりでございます。

4項選挙費、8目海区漁業調整委員会委員選挙費 176万 4,000円の減、無投票当 選によります執行経費の減額であります。

次のページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2,081万 8,000円の増、主に、26ページでございますけれども、災害見舞金 100万円の増でございまして、十勝沖地震住宅半壊の災害見舞金50件分の増額であります。

さらに、28ページ、十勝沖地震災害援護 666万円の増でございまして、50万円以上の災害に対し災害見舞金66万円の増と、住宅被災者に対します災害援護資金貸付金6件分 600万円の増であります。

さらに、その他福祉施設 134万 6,000円の増でございまして、旧奔渡保育所の施 設利用のための整備費と管理費の計上でございます。

さらに、国民健康保険特別会計 1,138万円の増については、議案第 109号特別会計で説明をいたします。

2目心身障害者福祉費 291万 8,000円の増、主なものにつきましては、30ページ、 心身障害児支援 124万 3,000円の増でございまして、心身障害児のホームヘルプ、 デイサービスの居宅サービスの利用回数の増加によるものでございます。

さらに、共同作業所 471万 9,000円の増でございまして、身体・知的障害者が生活・作業訓練を行う活動施設として、共同作業所「福祉の店」を整備しようとする 厚岸町共同作業所運営委員会に北海道の補助金を受けて支援をするものでございます。

3目心身障害者特別対策費 888万 5,000円の増、医療費及び審査支払手数料の増 によるものでございます。

次のページ、お開き願います。

4目老人福祉費 849万 1,000円の増でございまして、主に34ページ、介護保険利用者負担軽減措置 278万 3,000円の増でございまして、訪問・通所介護、短期入所、施設入所利用者負担軽減対象者の増と老人保健特別会計 988万 7,000円の増、さらに介護保険特別会計 242万 7,000円の増が主な増額の要因でございますが、減の要

因について、36ページ、介護サービス事業特別会計 594万 9,000円の減がありますが、議案第 111号、議案第 114号、議案第 115号特別会計で説明をいたします。

6目自治振興費61万円の減、7目社会福祉施設費24万8,000円の増。

次のページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3万3,000円の増は、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

39ページをお開きください。

児童措置費 102万円の増、児童手当受給者対象区分の増減でございます。

3 目母子福祉費 185万 6,000円の増、母子家庭等医療費及び審査支払手数料の増 によるものでございます。

4 目児童福祉施設費 123万 2,000円の増、主なものは真竜保育所68万 3,000円の増、産休代替による臨時保育士の賃金等の増と、42ページ、宮園保育所54万 4,000円の増、変圧器の取りかえ修繕と容量アップに伴う電気代の増によるものでございます。

5目児童館運営費12万5,000円の増。

次のページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費12万 4,000円の増。 次のページ、3目墓地火葬場費7万 8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり でございます。

4目水道費74万 2,000円の増でありますが、水道事業会計については議案第 116号、企業会計で、簡易水道事業特別会計については議案第 110号、特別会計で説明をいたします。

6 目乳幼児医療費 388万 8,000円の増は、48ページ、乳幼児医療費及び請求事務 手数料の増によるものでございます。

2項環境政策費、1目環境対策費8万4,000円の増、3目廃棄物対策費5万4,000円の増、4目ごみ処理費45万5,000円の減、5目し尿処理費53万1,000円の減。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 8,000円の増、それぞれ事務 事業確定に伴う増減でございます。

次のページをお開きください。

2 目農業振興費34万 4,000円の増、3 目畜産業費 229万 7,000円の減、それぞれ 事業費確定による増減でございます。 5目農地費 3,714万 4,000円の減、主に52ページ、厚岸東部地区畜産基盤再編総合整備事業 2,732万 2,000円の減でございまして、草地造成、草地整備で 1,684万 2,000 円の減と、たい肥舎、尿だめ施設整備の減として 1,048万円の減であります。さらに、道営担い手育成草地整備改良事業 750万円の減でございまして、そのほか事業費確定による減が主なものでございますけれども、国及び道の予算段階における事業優先順位による調整が行われたことによるものでございます。

次のページをお開きください。

6目牧屋管理費 276万円の増、町営牧場冬季舎飼い71頭の増によります消耗品、 敷草用バーク及び燃料の増が主なものでございます。

次のページをお開きください。

7目農業施設費1万5,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

8目農業水道費 125万 7,000円の増、主に農業水道施設91万円の増でございまして、配水管4カ所、送水管1カ所及びメーター器ボックスの修繕料の増と、58ページ、片無去地区配水管及び導水管移設事業38万 5,000円の増でございまして、道路横断配水管引き下げ工事によるものでございます。

9目たい肥センター費は、節、予算の組み替え。

2項林業費、1目林業総務費16万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりで ございます。

2目林業振興費83万円の増、主に60ページ、水源涵養林取得事業65万 8,000円の増でございまして、片無去 218番地の土地2万 1,316平米と立木を購入するものでございます。

4目林業施設費 1,000円の減、5目特用林産振興費は、節、予算の組み替えでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費5万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2目水産振興費 3,601万 3,000円の増で、主に62ページ、地域ハサップ推進12万円の増、食の安全に対する専門講習会による加工場等の資質の向上を図るものでございます。

さらに、高度衛生管理水産物供給推進事業 3,759万円の増でございまして、漁業 協同組合が事業主体となりまして、全体事業費 7,818万円で、歳入でもご説明いた しましたけれども、海水ろ過紫外線殺菌装置、冷却装置、貯水槽を整備する国庫補助分の計上でございます。そのほか、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減でございます。

3目漁港管理費14万3,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

4 目漁港建設費 221万 5,000円の減、主に床潭漁港事業箇所変更による町負担事業費分の全額の減額でございます。

5目養殖事業費 275万 1,000円の増、カキ種苗センター61万 4,000円の増でございまして、cm 料藻類売り払い代増に伴います賃金、需用費の増と、66ページ、カキ種苗生産 214万 2,000円の増でございまして、カキ種苗生産増に伴う経費と滅菌器の故障による購入の増でございます。

6目水産施設費4万1,000円の増。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費1万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

2目商工振興費62万 5,000円の増、中小企業融資、中小企業特別融資保証料62万 5,000 円の増でございまして、中小企業融資物件の期間の増によるものでございます。

- 4目観光振興費3万8,000円の増。
- 5目観光施設費29万 2,000円の減。

次のページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費1万3,000円の減、

3目土木用地費1万円の増、それぞれ事務事業確定に伴う増減でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費 116万 9,000円の減。

次のページをお開きください。

さらに、2目道路新設改良費 581万 7,000円の減、それぞれ事業費確定及び防衛施設国庫補助関係事業調整に伴う減額でございます。

次のページをお開きください。

3項河川費、1目河川総務費2億3,141万9,000円の減、主に汐見川改修事業1,050万円の減でございまして、河川と道路の補助調整によります減額によりまして最小限の事業費で執行するものでございます。

さらに、76ページ、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、14国債、2億 1,431 万 2,000円の減でございまして、フッポーシ川砂防ダム工事を取りやめる減額と、同じく15短債 1,017万 6,000円の減でございまして、西フッポーシ川治水砂防施設 実施設計委託料取りやめによる 5,058万 2,000円の減のほか、別寒辺牛川水系河川 調査委託料として 4,083万 2,000円の増額による増減が主なものでございます。

次のページをお開きください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費 154万 7,000円の減、事務事業確定に伴う ものでございます。

3目下水道費 1,007万円の減でございますが、議案第 112号 下水道事業特別会 計で説明をいたします。

4目土地区画整理費28万 6,000円の減。

次のページ、5項公園費、1目公園管理費23万8,000円の減。

6項住宅費、2目住宅管理費1万6,000円の減。

次のページ、3目住宅建設費32万 8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 1,290万 4,000円の減、中・東部消防組合 1,290万 4,000円の減でございまして、第 2 分団消防自動車購入事業補助金の増によりまして 465万 4,000円の減、常備消防に伴います給与改定等の人件費の減が675万 2,000円、前年度繰越金 108万円による減が主な減の内容でございます。

2目災害対策費 119万 9,000円の増、災害対策33万 6,000円の増でございまして、 土のう袋、潮位観測用パソコンの修理、携帯無線機2台の購入、さらに84ページ、 防災行政無線70万 3,000円の増でございまして、屋外拡声器の修理、新規個別受信 機の取りつけの増加と災害避難場所16万円の増、太陽電池9台の修理ほか、液補充、 消耗品等の増額でございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目事務局費2万8,000円の減、3目教育振興費4万4,000円の増、4目教員住宅費4万9,000円の減。

次のページ、6目スクールバス管理費は、節、予算組み替えでございます。

2項小学校費、1目学校運営費5万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりの増減でございます。

次に、飛びまして91ページをお開きください。

- 2目学校管理費 108万 6,000円の減、事務事業確定に伴うものでございます。 次のページをお開き願います。
- 3目教育振興費22万 3,000円の増。
- 3項中学校費、1目学校運営費8万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次に、97ページをお開きください。

2目学校管理費27万 2,000円の減、3目教育振興費3万 3,000円の増、それぞれ 事務事業費確定に伴う増減でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費83万円の増、主に社会教育活動 217万円の増でございまして、平成16年3月、姉妹都市オーストラリア、クレランス市と、アイリス国際交流及び青少年人材育成事業に10名が参加することによる事業費 484万8,000 円に対し 217万円を支援するものが主なものでありますが、そのほかの減の内容といたしまして、青少年育成センター所長交代による賃金54万9,000円の減と、100ページ、友好都市子供交流実行委員会が交流事業に北海道市町村振興協会から直接助成といたしまして73万円を受け入れたために、一般財源といたしましては86万1,000円の減となったものでございます。

- 3目公民館運営費3万円の増、説明欄記載のとおりでございます。
- 5目博物館運営費52万 1,000円の増につきましては、主に郷土館、太田屯田開拓 記念館、冬季開館経費の増額でございます。

次のページをお開きください。

- 6目情報館運営費、19万 5,000円の減。
- 6項保健体育費、1目保健体育総務費3万3,000円の減、それぞれ説明欄記載の とおりでございます。
- 2目社会体育費3万4,000円の増、主に104ページ、スポーツ振興30万1,000円の増でございますが、105ページをお開き願います。全国・全道大会出場に伴いますスポーツ振興助成として100万円の増と、リバーカヌーイン厚岸の事業精算に伴う59万2,000円の減によるものでございます。
- 3 目温水プール運営費 190万 5,000円の減、主に十勝沖地震災害における施設休館による経費の減額でございます。
  - 4目学校給食費 131万 9,000円の増、学校給食センター31万 2,000円の増で、主

に非常勤職員産休代替による臨時賃金の増と、準用保護児童・生徒学校給食費 100 万 7,000円の増でございまして、対象児童・生徒24人の増によるものでございます。 10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農林施設災害復旧費21万 5,000 円の減、次のページ、5目水産施設災害復旧費29万 3,000円の減。

4項その他施設災害復旧費、4目衛生施設災害復旧費1万円の減、それぞれ事業 費確定に伴う減額でございます。

11款交債費、1項公債費、1目元金2億5,684万7,000円の増、歳入でも説明いたしましたが、町有林の環境保全のための占用転換による借りかえを予定しておりまして、昭和49年度から平成9年度までの24年分の償還金でございます。

2目利子 967万 4,000円の減で、長期債償還利子、平成14年度借り入れ分の利率 確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

12款給与費、1項1目給与費 4,747万 7,000円の減、説明欄記載のとおりでございますけれども、特別職と職員の給与改定等に伴う減額と、嘱託職員4名の退職に伴う給与費の減額であります。

なお、これら内容につきましては、 119ページからの給与費明細書をご参照ください。

以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第1条を終わり、第2条へ移らせていただきます。

第2条地方債の補正でありますが、地方債の変更は第2表地方債補正によるもの でございます。

5ページをお開き願います。

第2表地方債の補正、変更であります。詳しくは歳入、地方債のとおりでございますけれども、一般公共事業補正額 290万円の減、臨時地方道整備事業20万円の減、臨時河川等整備事業 540万円の減、かそ対策事業 620万円の減、公有林整備事業 2億 5,660万円の増、北海道市町村振興基金 630万円の減、減税補填債20万円の減、災害復旧事業30万円の減でございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

なお、地方債補正額は、計2億3,510万円の増となるものでございます。

6ページ、ごらんください。

地方債に関する調書補正でございます。

一番下の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、14年度末現在高は 130億 4,699 万 4,000円。今回 2 億 3,510万円を増額いたしますので、年度内発行額といたしまして11 億 6,590万円と相なります。15年度末見込額は 126 億 2,613 万 6,000 円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第 108号の説明を終了させていただきます。

続いて、議案第 109号に入らせていただきます。

議案第 109号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算 (3回目)の提 案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,311万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,584万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページ、お開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でありますが、歳入では4款5項、歳出では5款9項にわたって、それぞれ1億4,311万6,000円の補正であります。

事項別に説明をいたします。

4ページ、お開き願います。

歳入であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分4,171 万7,000円の増、医療費の増及び医療拠出金等の確定によるものでございます。

3目高額医療費共同事業負担金 812万 1,000円の増でございまして、当初、高額 医療費の80万円から70万円の引き下げの国の支援分3分の2を財政調整交付金で補 填するということで予算化をいたしましたけれども、すべて国庫負担金で措置され ることによります今回の増額でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金3,231万円の増でございまして、国保健全

化に取り組んでいる調整財源としての計上でございます。

4 款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分 4,470万 9,000 円の増、退職被保険者等の医療費の増によるものでございます。 2 節過年度分 287万 1,000円の増、平成14年度療養給付費の精算分でございます。

8 款繰入金、1項1目一般会計繰入金 1,338万円の増でございまして、保険基盤 安定化に係る支援分と出産育児一時金などの補正財源としての計上をするものでご ざいます。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金 200万 8,000 円の増、1月24日発生いたしました食中毒事故の医療費支出に伴うものでご ざいます。

次のページをお開きください。

次に、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 万円の増で、主な増減でございますけれども、職員の給与改定等に伴う減といたしまして、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと存じますが、増の内訳といたしまして、国民健康保険一般58万 6,000円の増、医療費の状況を把握するために臨時賃金の増によるものでございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費3万1,000円の減、業務経費の確定によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費 9,795万 3,000円の増。

次のページ、2目退職被保険者等療養給付費3,085万2,000円の増、3目一般被保険者療養費99万8,000円の増、4目退職被保険者等療養費17万7,000円の増、5目審査支払手数料17万7,000円の増。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費 1,367万 9,000円の増。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金 450万円の増。

次のページ、5項葬祭諸費、1目葬祭費14万円の増、それぞれ医療費及び支払い件数の増に伴う増額でございます。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金 318万 3,000 円の増。 2目老人保健事務費拠出金1万2,000円の増、それぞれ拠出金の確定によるものでございます。

4 款介護納付金、1項1目介護納付金 869万 9,000円の減、介護保険納付額の確 定によるものでございます。

6 款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費20万円の増、生活習慣病 及び減塩に取り組む経費の計上でございます。

以上で、議案第 109号の説明を終わります。

続いて、議案第 110号であります。

議案第 110号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算 (2回目) の提 案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,494万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でありますが、歳入歳出それぞれ2款2項にわたり1万 3,000 円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

4ページ、お開き願います。

歳入であります。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金2万 6,000円を増額し、計 2,484万 4,000 円とするものでございます。

6 款諸収入、1項1目雑入1万3,000円の減でございまして、当初、検満メーター器売り払い代を計上しておりましたけれども、引き取り価格が出ず、全額減額をするものでございます。

次のページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万7,000円の増、主な増減は、

給与改定に伴う減といたしまして、10ページからの給与費明細書をご参照いただきたいと存じますけれども、増の内容といたしまして、水道料金計算収納12万 8,000円の増、賦課計算事務電算処理委託料として納付・調定・徴収システムの増額でございます。

2款水道費、1項1目水道事業費4万4,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

以上で、議案第 110号の説明を終わります。

続いて、議案第 111号であります。

議案第 111号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算 (3回目)の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,774万5,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億797万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の補正でありますが、歳入では5款5項、歳出では2款2項 にわたり、それぞれ1億9,774万5,000円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

4ページ、お開きください。

歳入であります。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、1 節現年度分1 億 5,605万 4,000円の増、医療費の増に伴う交付金の増でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金、1 節現年度分 1,519万 3,000 円の増、同じく医療費の増に伴うものでございます。 2 節過年度分 406万 2,000 円の増、前年度国庫負担分確定に伴う精算分でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金、1 節現年度分 379万 8,000円の増、同じく医療費の増に伴うものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金 988万 7,000円の増、同じく医療費の増に

伴います一般会計繰入金でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金、1 節賠償金 875万 1,000円の増、主 に交通事故の医療費支出に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3万1,000円の増、説明欄記載の とおりでございます。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費1億9,001万1,000円の増、2目 医療費支給費770万3,000円の増、それぞれ受診増に伴います医療費の支出見込み の増加によるものであります。

以上で、議案第 111号の説明を終わります。

続いて、議案第 112号であります。

議案第 112号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算 (4回目)の提案 理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,810万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7億 744万 3,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入では5款5項、歳出では3款4項にわたって、それぞれ6,810万2,000円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 181万 4,000円の減、平成15年度下水道接続件数の減によるものでございます。

3 款国庫支出金、1項国庫補助金、2目災害復旧費国庫補助金 6,281万 9,000円の増、9月26日発生、十勝沖地震に係る公共下水道施設災害復旧事業補助金の増額

でございます。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金 1,007万円を減といたしまして、一般会計 繰入金、計2億 7,062万 3,000円とするものでございます。

6 款諸収入、2項1目雑入、消費税及び地方消費税還付金26万 7,000円の増でございます。

7款町債、1項町債、1目下水道債10万円の増、2目災害復旧債 1,680万円の増、 それぞれ事業実施に伴う町債の発行でございます。

次のページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費 558万 6,000円の減、主に給 与改定等に伴うものでございまして、16ページ以降の給与費明細書をご参照いただ きたいと存じます。2目管渠管理費44万 7,000円の減。

次のページ、3目処理場管理費15万 8,000円の減、それぞれ管理経費の減額であります。

4目普及促進費 235万 5,000円の減、主に水洗化等改造工事補助 211万 4,000円の減で、平成14年度から平成15年度供用開始の減によるものでございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費70万 7,000円の減で、13ページ、主に 事業費減、人件費の給与改定等に伴うものでございます。

2 款災害復旧費、1項1目下水道施設災害復旧費 7,935万 4,000円の増でございまして、9月26日発生いたしました十勝沖地震に伴います補助及び単独災害復旧事業の計上でございます。補助分といたしまして 7,403万 6,000円の工事でございますけれども、住の江汚水幹線として 592万 2,000円、湾月町横一の通り汚水管として 2,052万 8,000円、湾月町横八の通り外 4 汚水管として 3,246万 6,000円、梅香町公住二の通り汚水管として 1,220万 2,000円、奔渡公住東通り汚水管 291万 9,000 円でございます。

単独分といたしましては、去る10月20日の臨時会におきまして、公共ますの復旧 工事として 1,200万円の予算を計上しておりますけれども、終末処理場の場内の施 設復旧工事として、15ページ、 154万 1,000円を増額するものでございます。

3 款公債費、1項公債費、2目利子 199万 9,000円の減、平成14年度下水道事業借り入れ確定に伴います減額でございます。

以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

1条を終わり、2条へ移らせていただきます。

第2条地方債の補正でありますが、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

3ページをお開き願います。

第2表地方債の補正、変更であります。

公共下水道事業補正額10万円、災害復旧事業 1,680万円を増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次の4ページをお開きください。

地方債に関する補正調書でございます。

一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

14年度末現在高といたしまして30億 8,514万 2,000円、今回 1,690万円を増額し、 年度内発行額として1億 5,570万円と相なり、15年度末見込額35億 9,746万 7,000 円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第 112号の説明を終わります。

続いて、議案第 113号。

議案第 113号 平成15年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算 (1回目)の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,696万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入では2款2項、歳出では 1款1項にわたり、それぞれ39万3,000円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

4ページ、お開き願います。

歳入であります。

2款財産収入、1項財産売り払い収入、1目生産物売り払い収入 140万 8,000円 の減でございますが、当初、シイタケ生産販売を行う売り払い代を予算計上しておりましたが、生産者からの追加購入の申し込み等があり、これらの取り組みがおくれまして、シイタケ生産売り払いを今年度取りやめたことによるものの減でございます。

4 款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金 180万 1,000円の増、全額を予算計上し、収支の均衡を保つものでございます。

次のページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款事業運営収入、1項1目事業運営収入39万 3,000円の増でございますが、職員人件費、給与改定に伴う8万 1,000円の減で、10ページからの給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

さらに一番下の方でございますけれども、シイタケ新品種導入事業 153万 6,000 円の減でございまして、シイタケ生産販売の今年度実施を取りやめたことによりま して全額を減額するものでございますが、このほかの増の要因といたしまして、き のこ菌床センター 201万円の増でございまして、生産者間の培養玉数の増加に対応 するものでございます。

以上をもちまして、議案第 113号の説明を終わります。

続いて、議案第 114号であります。

議案第 114号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算 (2回目) の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,623万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,979 万 8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の補正でありますが、歳入では5款7項、歳出では5款8項 にわたって、それぞれ 1,623万 6,000円の補正であります。

事項別により説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

2 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金 383万 7,000円の増、 介護給付費の増によるものでございまして、対象経費の20%分でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金95万 9,000円の増、財政調整交付金として 対象経費の5%に当たる交付金でございます。

2目事務費交付金16万2,000円の増、介護認定者の増によるものでございます。

6 目保険者機能強化特別対策給付金18万円の増でございまして、介護データをやりとりする設備整備のための給付金でございます。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 613万 9,000 円の増、介護給付費の対象経費32%分の支払い基金からの増でございます。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金 239万 8,000円の増、介護給付費対象経費の12.5%分の道負担分の増でございます。

2項道補助金、2目介護給付費補助金24万 9,000円の増で、訪問介護審査支払い 手数料の増によるものでございます。

6目繰入金、1項1目一般会計繰入金 242万 7,000円の増で、主に介護給付費対象経費町負担分12.5%の増であります。

8 款諸収入、2項3目雑入11万5,000円の減、浜中町と共同設置している介護審査会回数減による浜中からの負担分でございます。

次のページをお開きください。

次に歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費80万円の増で、職員人件費、給与 改定に伴う減がありますが、関係課の職員異動によりまして51万 2,000円の増とな っております。14ページからの給与費明細書をご参照いただきたいと存じます。

さらに、介護保険一般といたしまして28万 8,000円の増でございまして、主に介護費用適正化特別対策交付金を受けて、国保連合会とのデータのやりとりを行う機器の購入等を行う増でございます。

- 2項徴収費、1目賦課徴収費20万円の減。
- 3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費39万 4,000円の減。

次のページ、2目介護調査等費3万6,000円の減。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりで ございます。

2 款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目居宅介護サービス給付費 1,574万 8,000 円の増、2目施設介護サービス給付費 287万 6,000円の減、3目居宅介護福祉用具購入費17万 7,000円の増、4目居宅介護住宅改修費 302万 7,000円の増、次のページ、5目居宅介護サービス計画費 358万円の増、6目審査支払い手数料14万 1,000 円の減、それぞれ居宅施設に係る保険給付費の増減でありまして、説明欄記載のとおりであります。

3款財政安定化基金拠出費、1項1目財政安定化基金拠出費2万1,000円の減。

4款介護給付費準備基金費、1項1目介護給付費準備基金費 343万 6,000円の減、 それぞれ介護保険料確定に伴う基金及び拠出費積立金の減であります。

6 款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金 8,000 円の増、2目償還金1,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 114号の説明を終わります。

続いて、議案第 115号であります。

議案第 115号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算 (2回目) の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ ぞれ 561万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億 3,647 万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でありますが、歳入では3款4項、歳出では1款2項に わたりまして、それぞれ 561万 6,000円の減額補正であります。 事項別により説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入 602万 8,000 円の増、ショートステイの利用者の増でございます。

2目施設介護サービス費収入 356万円の減、施設利用者の入院空きベッドによる 利用減によるものでございます。

3項自己負担金収入、1目自己負担金収入 234万 6,000円の減、介護給付費収入 と同様の減でございます。

8 款繰入金、1項1目一般会計繰入金 594万 9,000円の減でございまして、居宅施設サービス給与改定等の人件費の減が主な内容でございまして、合計で 7,179万 5,000 円とするものでございます。

9 款諸収入、1項1目雑入21万 1,000円の増でありますが、自動車損害共済金19万 6,000円の増でございまして、議案第99号で議決をいただいたデイサービスセンター管理車両による交通事故受入金であります。

次のページをお開きください。

次に、歳出であります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅支援サービス事業費27 万 5,000円の減、介護事業費として、保健福祉課で介護認定調査等を行っている職員の給与改定等に伴うものでございます。

2目通所介護サービス事業費 332万円の増、デイサービスセンター職員の給与改 定等に伴う減のもののほか、9ページ、交通事故による賠償金の支払いによる増減 でございます。

次のページをお開き願いたいと思いますけれども、3目訪問入浴介護サービス費 6万3,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

4 目短期入所生活介護サービス事業費 119万 7,000円の増、主に11ページ、利用者の増に伴います臨時職員賄い材料を初めとする需用費の増でございます。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費 328万 1,000円の減でございまして、居宅サービス関係と同様、特別養護老人ホーム職員の給与改定等に伴うものと、13ページ、施設介護サービス利用者の入院による減が主なものでありま

すが、増の部分として、今まで医療の中で利用者の健康チェックを行ってきましたが、今年度から施設責任といたしまして年に1回健康診断を行う経費が増額となっております。

なお、14ページから給与費明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと 思います。

以上で、議案第 108号から議案第 115号まで、大変雑駁な説明ではございましたが、種々ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

### 議長

水道課長。

### 水道課長

ただいま上程いただきました議案第 116号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正

予算(2回目)の内容についてご説明いたします。

第2条業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業でございますが、配水管布設がえ等事業として 159万 5,000円 を増額し、 4,468万 2,000円とするものでございます。

メーター設備事業として 404万 4,000円を減額し、 3,343万 9,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入では、1款水道事業収益、 2項営業外収益でございますが、71万 6,000円を増額し、 2,575万 1,000円とする ものでございます。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用でございますが、225万3,000円を 減額し、1億9,844万5,000円とするものでございます。

2項営業外費用でございますが、25万 9,000円を減額し、 4,560万 5,000円とするものでございます。

予算第3条の収入及び支出については、9ページからの予算説明書により説明いたします。

9ページをお開きください。

第3条の収益的収入でございますが、1款2項1目では71万 6,000円の増で、湾 月町、若竹町、真栄町、住の江町の4カ所の消火栓漏水修理のほか、真栄町の防火 貯水槽の修理に係る他会計補助金の増額補正でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款1項1目では58万 6,000円の減で、主な ものは17節の委託料で、事業費確定によりまして39万 2,000円の減、18節の賃貸料 の事務機借上料16万 3,000円の減で、今年度から浄水場運転管理が民間に委託されたことに伴うコピーリース代の減が主なもので、その他につきましては説明欄記載のとおりでございます。

2目では、配水管漏水調査事業委託の事業費確定により3万7,000円の減でございます。

4目では47万 9,000円の減で、主なものは3節の手当の増減で60万 6,000円の減、4節では共済組合納付金の負担率のアップによりまして55万 5,000円の増、7節では普通旅費12万 8,000円の減、11節では、郵便局振替用紙、納付書、あて名用紙、水道使用料納付書印刷等で24万円の増でございます。

次のページをお開きください。

17節は督促状印刷システムの開発、修正処理委託等で32万 1,000円の増、18節では、総合行政及び財務会計システム借上料が5年間の契約満了で再契約によって安価となり80万 3,000円の減でございます。

その他につきましては、各節、説明欄の記載のとおりでございます。

5目では 115万 1,000円の減で、配水管の耐用年数が25年から40年に変更となったことによりまして減価償却費の減となったものでございます。

2項1目では46万8,000円の減で、企業債利息の減でございます。

3目では20万 9,000円の増で、消費税及び地方消費税納税額の増額補正でございます。

1ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1款資本的収入、1項企業債でございますが、50万円を減額し、1億 190万円とするものでございます。

2 項補助金でございますが、95万 6,000円を増額し、95万 6,000円とするもので ございます。

5 項工事負担金でございますが、1 万 5,000円を減額し、 597万 2,000円とする ものでございます。

次のページをお開きください。

支出では、1 款資本的支出、1 項建設改良費でございますが、 244万 9,000円を 減額し、1 億 4,383万 1,000円とするものでございます。 予算4条の収入及び支出については、10ページからの補正予算説明書により説明 いたします。

10ページをお開きください。

第4条の資本的収入でございます。

1款1項1目では50万円の減でございます。説明欄記載のとおり、白浜町南一の通り及び住の江町9号線配水管布設・布設がえ工事の事業費決定により企業債の減額補正でございます。

次のページをごらんください。

2項1目では95万 6,000円の増で、十勝沖地震によって破損、被害を受けた筑紫恋の千代田団地内の配水管口径 100ミリと有明町の筑紫恋道路沿線の口径 150ミリの配水管の災害復旧工事に要する補助金の増額補正でございます。

5項1目では1万 5,000円の減で、検満メーター 742個に対する口径別の負担金の増減による減でございます。

資本的支出でございますが、1款1項1目では159万5,000円の増で、白浜町南一の通り及び住の江町9号線配水管布設・布設がえ工事では、事業費決定によりまして31万7,000円の減となっておりますが、有明町配水管災害復旧工事が191万2,000円の増となるものでございます。

3目では 404万 4,000円の減で、検満メーター取りつけ工事で 146万円の減と、 検満メーター器購入が 742個で 258万 4,000円の減で、入札差金が主な減額の要因 でございます。

1ページをお開きください。

1ページ、第4条の括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,475万 6,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1,053万 9,000円、当年度分損益勘定留保資金 6,736万 8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 684万 9,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条企業債の補正でございます。

配水管布設がえ等事業といたしまして50万円を減額し、1億 190万円とする内容 でございます。起債の方法、利率、償還については変更ございません。 第6条議会の議決を得なければ利用することのできない経費については、職員給 与費で3万9,000円を増額し、4,166万1,000円とするものであります。

公債費については、増減ございません。

第7条他会計からの補助金でございますが、消火栓維持管理費補助として71万 6,000 円を増額し、合計で 2,571万 6,000円とするものでございます。

以上が、平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算(2回目)の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、6ページから8ページが給与費明細書、12ページから13ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

病 院 事 務 長 病院事務長。

上程いただきました議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算の提 案理由についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条は業務の予定量であります。年間延べ患者数でありますが、入院患者は 2,775 人の減で、3万 2,337人の計上であります。外来患者は3万 1,271人の減で、 7万 7,752人の計上であります。

なお、1日平均患者数につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省 略させていただきます。

次に、主な建設改良事業でありますが、医療機械整備事業87万 9,000円の減額で、1,202 万 1,000円の計上であります。内容につきましては、医療機械4点の購入に係る事業内容確定等による減額であります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、10ページから13ページの補正予算説明書によりご説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず収益的収入でありますが、1款病院事業収益では1億 274万 7,000円の減、 1項医業収益では1億 274万 7,000円の減、1目入院収益で 6,499万 9,000円の減、 入院患者 2,775人の減によるものであります。

2目外来収益では 3,774万 8,000円の減、外来患者 3 万 1,271人の減によるものであります。

11ページをお開き願います。

次に、収益的支出でありますが、1款病院事業費用では1億 556万 8,000円の減、1項医業費用では1億 388万 6,000円の減、1目給与費では1億 213万 2,000円の減、1節医師給では 4,566万円の減額で、整形外科・小児科医師の未採用によるものであります。2節看護師給では 851万 1,000円の減額で、採用減及び退職によるものが主な内容であります。3節医療技術員給では23万円の減額で、人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。4節事務員給では839万円の減額で、退職及び人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。5節技術員給では3万 1,000円の減額で、人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。5節技術員給では3万 1,000円の減額で、人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。

6節医師手当では 2,551万 9,000円の減額で、医師未採用及び人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。 7節看護師手当では 1,042万 5,000 円の減額で、採用減及び人事院勧告による給与制度の改正等によるものが主な内容であります。 8節医療技術員手当では 210万 2,000円の減額で、人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。 9節事務員手当では 563万 3,000円の減額で、退職及び人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。 10節技術員手当では25万 3,000円の減額で、人事院勧告による給与制度の改正によるものが主な内容であります。 11節諸手当では 3,482万 3,000円の減額で、医師及び職員の採用減によるものが主な内容であります。

12ページをお開き願います。

12節賃金では 5,723万 8,000円の増額で、臨時医師及び診療応援医師の増額が主な内容であります。14節法定福利費では 1,779万 3,000円の減額で、医師未採用等によるものが主な内容であります。

- 2目材料費では 690万円の減、2節診療材料費で 690万円の減額であります。
- 3 目経費では 504万 1,000円の増、2 節旅費交通費で 375万 3,000円の増額で、 移転旅費及び診療応援医師等の旅費の増額補正であります。

4節消耗備品費では218万円の増額で、パソコン14台の購入が主な内容であります。5節光熱水費では83万8,000円の減額で、電気料の減が主な内容であります。6節燃料費では96万円の増額で、重油の使用料増が主な内容であります。9節手数料では25万3,000円の増額で、医療廃棄物処理料の増が主な内容であります。10節

通信運搬費では26万 7,000円の減額で、小荷物送料の減が主な内容であります。14 節使用料では55万 9,000円の増額で、人工呼吸器の使用料増が主な内容であります。 15節委託料では 142万 5,000円の減額で、臨床検査委託料の減が主な内容であります。

13ページをお開き願います。

18節諸会費では13万 4,000円の減額で、医師会費44万 6,000円の減、看護師看護協会費32万円の増が主な内容であります。

5目資産減耗費では10万 5,000円の増、固定資産除却費10万 5,000円の増であります。

2項医業外費用では 168万 2,000円の減、これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で20万 3,000円の増、1節企業債利息で8万 8,000円の増額補正、2節一時借入金利息で11万 5,000円の増額補正であります。

3目医療技術員確保対策費では 125万円の減、顧問料で 120万円の減、商品券、中元、歳暮、土産代等で83万 8,000円の減、旅費、交通費等で78万 8,000円の増が主な内容であります。

4 目雑損費では44万 5,000円の減、1 節不用品売り払い減、その他雑損費で貯蔵 品仮払い消費税44万 5,000円の減額補正であります。

5目消費税及び地方消費税では19万円の減、消費税確定分の減額補正であります。 14ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1 款資本的収入では 143万 7,000円の減、2 項補助金では 143万 7,000円の減、2 目国庫補助金では 143万 7,000円の減、これは機械機器、医療機械購入に係る防衛施設周辺整備事業補助金の確定等による減額補正であります。

次に、資本的支出であります。

1 款資本的支出では 246万 6,000円の減、1 項建設改良費では87万 9,000円の減、1 目固定資産購入費では87万 9,000円の減、これは医療機械4点の購入に係る事業費確定等による減額補正であります。

2項企業債償還金では 158万 7,000円の減、1目1節企業債償還金で 158万 7,000 円の減額補正であります。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

第4条は資本的収入及び支出でありますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,479万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,477万3,000円で補填するものであります。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費でありますが、1億 213万 2,000円を減額し、8億 6,017万 2,000円の計上とするものであります。

3ページから4ページまでは補正予算実施計画、5ページは資金計画、6ページ から9ページまでは給与費明細書でありますが、内容につきましては記載のとおり でありますので、説明は省略させていただきます。

また、15ページから16ページまでは貸借対照表でありますが、内容につきまして は記載のとおりでありますので、同様、省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明でありますが、議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業 会計補正予算の提案説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 本件の審査方法についてお諮りいたします。

本件の審査については、議長を除く17名の委員をもって構成する平成15年度各会 計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査をしたいと思いま すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件の審査については、議長を除く17名の委員をもって構成する平成15 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査すること に決定しました。

本会議を休憩します。

休憩時刻12時03分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻15時47分

おはかりいたします。

ただ今、議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。

これを、日程に追加し、追加日程として、ただちに議題にしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を、日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程、議会運営委員会報告を議題と致します。

委員長の報告を求めます。

9番、松岡委員長。

9 番 本日、開会前にそして、開会してからの後、本会議を休憩し、そのあと只今、3 回にわたり議会運営委員会を開催いたしました。それで、意見書案第10号 季節労働者対策に関する要望意見書、並びに意見書案第11号 自衛隊のイラク派遣に当たり万全の体制整備を求める要望意見書、意見書案第12号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める要望意見書は、本会議において審議することに決定しましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議 長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案審査が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩します。

休憩時刻15時48分

議 長 本会議を再開します。

再開時刻18時45分

議 長 日程第4、議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算から議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を再び一括議題といたします。

本10件の審査については、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、 これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされてお ります。

委員長からの報告を求めます。

4番。

4 番

本委員会に付託されました各会計補正予算審査特別委員会、本委員会に付託されました議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算外10件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

議長

初めに、議案第 108号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 109号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算について お諮りします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 110号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算について お諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 111号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮

りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 112号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお 諮りします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 113号 平成15年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予 算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 114号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 115号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員

長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 116号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 117号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員 長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、意見書案第10号 季節労働者対策に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。

12番。

12 番 大変遅くなって、貴重な時間、皆さんに審議を煩わせるわけでありますが、ただいま朗読いただいたとおりの内容でございます。

昨日の一般質問でも明らかなように、厚生労働省が新年度の予算に向けて通年雇 用安定給付金制度を抜本的に見直すという内容になっております。

そういう中で、特に季節労働者にとって大きな影響があります冬期雇用安定奨励

金と冬期技能講習助成給付金制度を大幅に改正しようとするものであります。

この厚岸町においても、90人からの冬期技能講習を受講されている方々、あるいは事業所において冬期雇用安定奨励金を使って雇用されている事業主、こういう方々に今回の改正は大きな影響を与えるものであり、厚岸町長も昨日の一般質問で答弁しておりますように、町を挙げて取り組んできている内容であります。

どうか議員各位のご賛同をいただきまして、本意見書を採択いただきますようお 願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議 長 休憩いたします。

休憩時刻18時56分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻18時57分

12番。

12 番 たびたび、大変申しわけなく思っております。

ただいま上程されております要望意見書の文章中、記、1、2とあります。その 2の「生活対策をふくむ総合的な季節労働者対策をしないこと」となっていますが、 「講ずること」にご訂正お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま、提出者であります12番さんから記の2番の「生活対策をふくむ総合的 な季節労働者対策を講ずること」という訂正の申し出がありましたので、これを許 します。

よろしいですね。

それではこれより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長

日程第6、意見書案第11号 自衛隊のイラク派遣に当たり万全の体制整備を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読 (朗読内容省略)

議長

ここで、提出者であります菊池議員に提案理由の説明を求めます。

13番、菊池議員。

13 番

貴重なお時間をちょうだいし、まことに恐縮に存じますが、議員各位のご賛同を いただきたく申し上げます。

ただいま上程されました意見書案第11号 自衛隊のイラク派遣に当たり万全の体制整備を求める要望意見書について、その提案理由の説明を行います。

本件につきましては、ただいま事務局の方から朗読されましたとおり、文面の説明に尽きるわけでありますが、あえて申し上げますと、イラク復興支援特別措置法に基づく基本計画は、ご承知のとおり、既に閣議決定されており、国連安保理決議によって全会一致、国際社会も団結してイラク復興に貢献しようというもので、地元当局は日本の自衛隊が来るのを待っているとともに、その支援活動に期待をしています。

その貢献分野として、具体的には、1つ、医療機器の提供及び病院施設の修理、1つ、小学校の補修や校庭の整地、校舎の整備、1つ、水道インフラの状況が悪いため生活用水の供給などの支援を行うなどでありますが、これらの支援活動を行うための自衛隊員の生命や行動に際しての安全体制については最大限に確保されなければなりません。

したがって、政府に対し、万全の措置をとっていただくとともに、派遣について 国民への理解が得られるよう十分な説明を要望しようとするこの意見書案に対しま して、賢明なる議員各位のご賛同を心からお願いいたしまして、提案理由の説明と いたします。

以上でございます。

議長

これより質疑を行います。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議……

(「異議あり」の声あり)

議 長 それじゃ、討論ありますか。

(な し)

議 長 討論がないようなので、それでは起立により……

(「賛成……」の声あり)

議 長 反対討論もないようなので、賛成討論も、この際省略することにしたいと思います。

それでは、本案について起立による採決をいたします。

賛成者の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたすことにいたします。

議 長 次に、日程第7、意見書案第12号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める要望意 見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります田宮議員に提案理由の説明を求めます。

14番、田宮議員。

14番 時間も7時を過ぎまして、皆さん大変お疲れのところ、ご審議を煩わせますこと につきまして大変ありがたく感じております。

本来であれば、議案第11号で反対討論をすれば済むわけでありますけれども、しかしながら、世論の動向を見ますと派遣反対が50%を超え、派遣を支持するのは30%、こういう状況であります。そういう中で、私は、やはり町民に反対の立場をきちんとアピールする必要があるのではないか、こういうことで、あえて議案第12号をご提案申し上げたわけでございます。

もう一つには、太田にお住まいの後藤祖園さんから自衛隊派遣中止の陳情書が提

案をされまして、残念ながら議会で否決されました。しかし、意見書案が同時に付 せられておりまして、ご本人のご意向をお伺いいたしましたところ、ぜひ、たとえ 否決であっても提案をしていただきたいと、こういう要望もございまして、あえて 議案第12号、この意見書案を提案いたしたわけであります。

どうか、この後藤氏の熱き思いを十分にお考えいただいて、この意見書案に賛成 をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由といたす次第でござ います。

以上でございます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は……

(「討論あり」の声あり)

議 長 討論ありますか。

それでは、原案に反対者の発言を許します。

6番。

番 私は、ただいまご提案をされておりますイラクへの自衛隊派遣の中止を求める要 望意見書に対し、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

> 我が国政府がイラク人道復興支援特別措置法に基づき自衛隊を派遣する目的は、 あくまでもイラクの人々による国家再建を我が国にふさわしい方法で支援するため のものであります。イラクの復興問題は世界平和にとって重要な問題であり、かつ、 また我が国にとっても中東地域の平和と安定は最重要課題でもあると思います。

> 自衛隊が行うその活動につきましては、人道復興支援と安全確保支援活動であり、 イラクの人々の求めている医療や給水など人道上の支援を行い、イラクの復興を支 援するためのものであります。国連安保理における決議に基づき国際社会が取り組 むべきこれらの活動は、イラク国民や中東地域及び国際社会の平和と安定に大きく 寄与、貢献するものであり、このためにイラクへの自衛隊派遣は必要なものである と考え、本要望意見書に反対をするものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、反対の討論をさせていただきます。

- 244 -

議 長

6

以上です。

議長

次に、賛成者の発言を許します。

12番。

12 番

今回のイラク派兵についての意見書をとりまとめるに当たっては、大変、田宮さんを中心に苦労をされていたように私はお見受けをしておりました。でき得るならば、人道的立場を、きちんと厚岸町でもその態度を示していくということが非常に大事であったのではないかなというふうに考えております。

そこで、私は、今回、田宮議員が提出されました要望意見書に賛成する立場を証明しつつも、やはりここに至った経過をきちんと私たちが振り返って考えていかなければならないのではないのかなというふうに考えます。私たちも、当然この問題に非常に関心を持っておりますし、今回どうしても国民世論などを考えれば、イラクへの自衛隊派遣を中止すべきという立場を持っております。そういう中で、やはり自分たちの意見だけを通していくという立場ではなくて、本当に幅広い国民の声はどこにあるのか、町民の声がどこにあるのか、それをしっかりと見きわめていくことも非常に重要な内容ではないのかなというふうに考えます。

今回、後藤祖園さんが意見書を提出されました。後藤さんたちが運動を進めているネットワーク地球村というグループがあります。その人たちがどういう方針でこういう運動を進めているのか、そのあたりもしっかりと見きわめながら、譲るものは譲っていく、こういう立場も非常に大事ではないでしょうか。

私も大変関心がありまして、この団体はどういう団体なんだろうということで、ゆうべ、慌ててでありますけれども、ホームページを開いてみました。その中に、今本当に私たちに何ができるのか、それをしっかりと見きわめていきたい、こういうことを言いながら、今、地球の現状が非常にいろんなところで心配をされている、そういう中でそれをどうしていけばいいのか、そのためには一人一人の問題を、困難ではあるけれども、譲るものは譲る、対立をしない、そういう姿勢を解決に向けていってはどうか、こういうことを、自分だけは正しい、相手は間違っている、そういう態度ではうまくいかないのではないかということで、今、こういうイラク問題が発生したときに、本当に国連を中心とした枠組みの中で、しっかりとした立場をとって、この方々が運動を進めて、そしてこのような意見書を提出されているわけであります。それに添付されていたのが今回の要望意見書であります。その意思

をやはりきちんとくみ上げていくことが非常に大事ではないのかなというふうに考えます。

今、先ほど反対討論の中にもありましたけれども、今回の自衛隊派遣に当たっては、やはり私たちとしては大変危惧されるものがあります。佐藤議員は、安全確保の支援、人道復興支援を言われました。確かにこれが入っております。そして、活動地域はサマワを含むイラクの南部、あるいはクウェート、イラク国内の飛行場、ペルシャ湾を含むインド洋、以上の全区域で活動するというふうになっております。そして、部隊の規模については、600人以内で車両200両以内、相輪装甲車や無反動砲を持つ個人携帯の戦車弾など、そして海上自衛隊は輸送艦や護衛艦2隻、そして航空自衛隊は8機以内、そして約1年間にわたって活動することを言っているわけであります。

このような内容で、私たちとしては到底許すことはできないけれども、何とか本当に皆さんの、町民が願っている、あるいは今、非常に、自衛隊を派遣して本当にあの地域で戦争に巻き込まれる、こういうことを多くの人が危惧している、そういう中で、やはり日本が今まで築いてきた平和外交をしっかり守っていくということが非常に大事ではないのかなというふうに私は考えます。

どうか、その意味からも、今回の自衛隊の派遣中止を求める要望意見書にぜひご 賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長

他にありませんか。

(な し)

議長

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長

日程第8、3常任委員会合同道外先進地行政視察報告を議題といたします。

本件につきましては、3常任委員会が閉会中に実施した合同道外先進地行政視察

の報告書が今般3常任委員長連名で提出されております。

この際、各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

なお、報告書は町長あて送付し、今後の行政執行上の参考に供していただきたい と思います。

議 長 日程第9、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会、厚生文教常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

議 長| 日程第10、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申し出がお手元に配付のとおり 各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申し出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は本申し出書のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。 よって、平成15年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会時刻19時20分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年12月17日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員